様式第１９－１

人権尊重責任

　補助交付契約者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえ、人権尊重に取り組むように努めるものとします。中小企業以外の補助申請者のうち、会社法における会社※に該当する補助申請者(共同申請の場合、幹事法人のみ)は、その申請に際して、申請時における人権尊重の取組状況を報告する様式第19-1 の2枚目を、様式に従い提出してください。

　※会社法における会社とは、以下を指す。

　　会社法

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　会社　株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

様式第19-1

年　　月　　日

グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金事務局　あて

　 補助申請者 住所

　 氏名　法人等にあっては名称

　 　 　　及び代表者の氏名　　　　　　印 （押印省略可）

グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証　ASEAN加盟国）（第一回）

人権尊重の取組状況（申請時）

補助申請者(共同申請の場合、幹事法人のみ)の人権尊重の取組状況について、以下のとおり報告します。

また、事業終了後に報告する事業終了時点における人権尊重の取組状況を一般に公表されることについて、同意します。

１．人権方針

（１）人権方針を策定しているか ：　（はい・いいえ）

（２）人権方針を公開しているか ：　（はい・いいえ）

（３）人権方針の公開URL

：　http://www.---.co.jp/policies/

２．人権デュー・ディリジェンス

（１）人権デュー・ディリジェンスを実施しているか ：　（はい・いいえ）

（２）人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報を公開しているか ：　（はい・いいえ）

（３）人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報の公開URL

：　http://www.---.co.jp/duediligence/

３．苦情処理メカニズム

（１）苦情処理メカニズムを具体的に定めているか ：　（はい・いいえ）

（２）業界団体等が設置する苦情処理メカニズムに参加しているか ：　（はい・いいえ）

（３）設置又は参加する苦情処理メカニズムに関する情報を公開しているか ：　（はい・いいえ）

（４）設置又は参加する苦情処理メカニズムに関する情報の公開URL

：　http://www.---.co.jp/grievance/

注１　本書面は中小企業以外の補助申請者のうち、会社法における会社のみ提出が求められる。

２　企業に求められる人権尊重の取組の内容については、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を参照のこと。

３　補助申請者(共同申請の場合、幹事法人)のグループ企業が補助申請者(共同申請の場合、幹事法人)を対象とする人権尊重の取組を実施・公開している場合において、補助申請者(共同申請の場合、幹事法人)のグループ企業による人権尊重の取組状況を報告することを妨げない。